

## 令和2年度第2回東京都税制調査会

令和2年11月9日（月）10:00～11:05

都庁第一本庁舎 7階中会議室

**【長田税制調査担当部長】** 本日は、お忙しいところをお集まりいただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

本日の総会は、審議資料をペーパーレスとし、タブレット端末を用いて御覧いただきます。

端末には6つのファイルが入っております。タブレットの左上にあるファイル一覧を押してください。

1つ目は、次第、諮問文、令和2年度検討事項、小委員会の開催経過、委員名簿、都税調の設置要綱です。

2つ目は、答申の「概要」です。

3つ目は、答申の「本文」。

4つ目から6つ目が「参考資料」その1、その2、その3となっております。

適宜御参照いただきながら御審議いただければと存じます。

なお、秋田特別委員につきましては、所用のため、急遽欠席との連絡をいただいております。また、それに伴い、座席を一部変更させていただいております。

それでは、よろしければ会議を始めさせていただきます。

進行につきましては、池上会長、よろしく願いいたします。

**【池上会長】** 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和2年度第2回「東京都税制調査会」を開催いたします。

初めに、知事より御挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

**【小池知事】** 皆様、おはようございます。リアルでこの会議の場にお越しただいておられる委員の先生、そして、オンラインでつながっている先生方、どうぞよろしく願いいたします。

さて、今年度の都税調でございますが、テーマがまず感染症対策、そして、税制というこの2本に絞りまして、感染症対策に必要な税の税制の措置、そして、将来の税制のあり方について議論をしていただきたいと考えております。

このコロナ禍でございますが、東京iCDC、この専門の組織を立ち上げております。PCR検査能力の増強など、対策を講じているところでございまして、これに加えてさらに思い切った対策も必要でございます。このところの陽性者の数字もじわじわと増えているところでございます。と同時に、コロナ禍からの復興を視野に入れまして、同時に日々の持続可能な生活を実現するサステナブルリカバリーを進めることも重要でございます。また、環境面では、ゼロエミッション、これは2050年までに事実上のCO<sub>2</sub>排出をゼロにするという、このような案の策定、そして、社会全体のデジタルトランスフォーメーションを推進していくなどを含めまして新しい成長を実現していかなければならないと考えております。

こうした取組を進めるためにも、地方税の財源を確保する、そして、拡充するということは非常に重要であります。国内の限られたパイを奪い合いするといったような従来の発想を超えまして、制度の根本に遡って考える、そのような発想が求められております。

皆様方には、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。私からの冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**【池上会長】** 知事、ありがとうございました。

続きまして、私からも一言申し上げます。

今年度は3年間で1期とする東京都税制調査会の最終年度でございます。本来であれば3年にわたって議論してまいりました内容を答申として取りまとめる年度なのですが、知事からの御発言にもございましたとおり、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、今年度は感染症対策における税制に論点を絞って議論を行ってまいりました。

具体的には令和2年度検討事項にありますとおり、一つは感染症対策における税制措置、もう一つは感染症対策における地方の役割を踏まえた税制のあり方について検討を行ってまいりました。本年7月、第1回の調査会以降、小委員会において検討を重ねて、その内容を答申（案）として取りまとめております。本日は、その答申（案）について御審議をいただきます。皆様の御意見を踏まえてこの案文の修正を行った上で、次回の調査会で御承認をいただければと考えております。よろしくお願ひいたします。

次に、当調査会の委員に異動がございましたので、事務局から紹介させていただきます。

**【長田税制調査担当部長】** それでは、今年度の当調査会の委員に就任された委員を御紹介申し上げます。東京都議会議員の白石特別委員でございます。

次に、本日はウェブで御参加いただいております東京都瑞穂町長の杉浦委員でございます。

委員の紹介は以上でございます。

**【池上会長】** ありがとうございます。

なお、知事は所用のため、ここで退席させていただきます。

**【小池知事】** 引き続きよろしくお願ひいたします。

（小池知事退室）

**【池上会長】** それでは、これより議事に入ります。

まず、議事「（1）『令和2年度東京都税制調査会答申（案）』について」であります。

諸富小委員長から小委員会の開催経過について説明をお願いします。

**【諸富副会長】** 小委員長を務めさせていただいております諸富でございます。遠隔で失礼いたします。

本日御審議いただきます答申（案）はタブレット資料の「令和2年度東京都税制調査会小委員会の開催経過」にありますとおり、今年7月から10月にかけて小委員会を4回開催いたしました。

第1回は感染症対策と税制措置、第2回は感染症対策における税制のあり方について議論を行い、その内容を基に答申（案）を作成したものでございます。

以上でございます。

**【池上会長】** それでは、事務局から答申（案）の概要について説明をお願いします。

**【長田税制調査担当部長】** それでは、答申（案）について御説明いたします。

タブレット画面に表示された資料1「令和2年度東京都税制調査会答申（案）の概要」を御覧ください。

初めに、今年度の答申（案）の全体構成でございますが、2部構成となっております。第I章は「コロナ危機下の経済社会」として、新型コロナウイルス感染症拡大がもたらした経済社会への影響や変化を整理し、当調査会の基本的な考え方を述べております。第II章の「感染症対策と税制」では、主に地方の観点から感染症対策における税制のあり方について提言する内容となっております。

まず第I章「コロナ危機下の経済社会」でございます。

「1 未曾有の経済危機」。

2020年4月から6月期の我が国の実質GDPは前期比で7.9%減、年率換算で28.1%減と、リーマンショック後の減少幅を大きく上回り、1955年以降最大の落ち込みとなる。影響の全体像はいまだ不透明であり、本格的な経済回復には数年を要するおそれがある。

ただし、コロナ禍において、外出自粛や営業休止、テレワークによる在宅時間の増加などにより、電子商取引（EC）、こちらのほうとスーパーなどが収益を伸ばす一方、観光、飲食などは大きく減少し、その影響は産業や業種によって大きく異なる。

また、コロナ禍で最も経済的影響を受けやすいのは、非正規労働者、中小企業・小規模企業者、フリーランスなど、相対的に所得水準が低い傾向にある人々であり、コロナ禍の状況が長引けば、所得・雇用の減少がさらなる需要の減少、収益の悪化をもたらす負の連鎖を招きかねない。

国は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、総額57兆円に上る第一次・第二次補正予算を打ち出し、都の新型コロナウイルス感染症対策の補正予算総額は、1兆6000億円を超えた。感染拡大から収束に向けた複数のシナリオを想定しつつ、経済回復のタイミングも慎重に見極めながら、中長期的な視点で財源確保を検討していくことが必要となる。

## 「2 加速する社会変化」。

感染症や自然災害が発生するリスクの高まりやコロナ禍で加速する様々な社会変化に鑑み、省庁や地方自治体の垣根を越え、適時、的確、円滑な給付などを可能とする制度やオンラインシステムの実現に向けて、これまで以上に思い切った行政のデジタルシフトが求められる。

また、新型コロナ感染症拡大により、経済、教育、医療をはじめとする様々な分野で活動基盤のオンライン化、ECやキャッシュレス決済を利用した消費活動など従来の暮らしや働き方が変容しつつある。

このため、都市のあり方や人々のライフスタイルの変化を十分に踏まえ、テレワーク普及の促進やセーフティネットの整備など、税制面からも積極的な検討が求められる。

## II章「感染症対策と税制」。

### 「新型コロナウイルス感染症対策における税制措置」。

給付金の支給を決定する時点で、支援の必要な者と必要ない者を見極めるのは困難。緊急事態に一律給付を実施する場合、収束した後、年末調整や確定申告のときに所得の状況に応じて税により調整を行う新たな仕組みを検討すべきである。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や、新たな感染症の流行も見据え、我が国も給付付き税額控除の導入に向けた検討を始めるべきである。

厳しい経営環境の中で固定経費である家賃や固定資産税などの支払いは負担感が大きい。国は収益が減少した中小企業に対し地方税の軽減措置を取ったが、さらなる減額措置などを講ずる場合も、国費で全ての自治体に全額補填するべきである。

入院患者の医療費や都道府県が用意する宿泊施設での療養者の食費や滞在費などは公費負担である一方、やむを得ず自宅で療養する軽症者などが感染を広げないため購入する日用品や備品などは自己負担である。公平性確保の観点から、こうした費用を所得控除または税額控除の対象とすることも検討すべきである。

コロナ禍により、前年度の所得をベースに課税する個人住民税の負担感が増していくと考えられる。ポストコロナを見据え、具体化に向けた検討を加速させるべきである。

テレワーク促進のため、国や都では各種助成や税額控除などの税制措置も講じている。将来にわたってテレワークを定着させるには、企業課税及び従業員との給与所得課税の両面において、テレワーク環境整備に要する費用の控除対象の拡大など、さらなる税制優遇措置を検討すべきである。

国と地方が所得情報を正確かつリアルタイムに把握する基盤を構築することで、給付事業だけでなく、給付付き税額控除や個人住民税の現年課税の適正な運用が可能となる。また、税務手続の簡素化、税務システムなどの標準化などは、利用者が恩恵を心から実感できるよう、社会全体のデジタルトランスフォーメーションを推進する観点で進めるべきである。

「2 感染症対策における地方の役割を踏まえた税制」。

現代の責任として、将来世代の負担拡大を座視せず、収束後の中長期的な財政状況改善に向け、税制の観点からどのような枠組みが考えられるか検討するのは、緊急対策として税制措置を講ずると同様に重要である。

感染症対策には国境を越えた取組や、感染拡大の社会経済活動への影響を最小化する備えが必要。感染症リスクが高まる中、感染症対策の財源となる税源を、各国が国際協調の下で模索していくことが求められている。

感染症対策は、感染拡大時のアドホックな対応に終わるべきではない。中長期的な視点で感染症に備える地域の体制を平時に整備していくことは必要。そのため、新型コロナウイルス感染症対策のため、新たに創設された、地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金の拡充・継続を積極的に検討するとともに、将来に向けては感染症対策のための税源を諸外国における議論も参考に検討し、制度を再構築していくべきである。

所得課税については、累進構造や課税ベースの適正化、法人課税については租税特別措置の適切な見直しなどがまずは検討されるべきである。

現在、感染症対策の財源確保は世界共通の課題である。EUはコロナ危機からの経済復興のため、基金を創設し、その資金は加盟各国の共同債で調達する。償還財源の候補として、デジタル課税、国境炭素税、金融取引税などが検討されている。

国際協調には困難が予想されるが、例えば為替取引への超低率課税で一定規模の税収が見込める為替取引税の議論を進め、各国との合意形成の余地を探る意義は小さくない。また、OECDにおけるデジタル課税の国際的合意形成が難しい場合に備え、我が国独自のデジタルサービス税(DST)導入の可能性についても模索すべき。国境炭素税も候補だが、国際的・国内的な合意形成が難しい場合は、国税の「地球温暖化対策のための税」(温対税)に感染症対策分の税率を上乗せすることも考えられる。

これらの税収は適切な時期に特別会計化し、これを基に新型コロナウイルス感染症対策目的の特例国債を償還し、加えて、感染症への備えを強化するため、地域の検査・医療提供体制強化に向け継続的に地方に交付金を配分するとともに、世界の感染収束に向け感染症対策に取り組む国際機関などに資金を拠出することも検討すべきである。

答申概要の説明は以上でございます。

【池上会長】 それでは、審議に入りたいと思いますが、諸富小委員長から何か補足することがあればお願いいたします。

【諸富副会長】 本年度の答申(案)ですけれども、例年と異なって全面的にコロナ危機のもたらす様々な社会的課題に対して、やはり税制の側面から回答を与えようとしたという点で非常に大きな特徴があると思います。それから、危機のもたらす個人、企業の困難を緩和するために、税制が対応できることを短期的な視点ですけれども、当面の課題として提言しているほか、コロナ危機が加速させるデジタルトランスフォーメーションへの対応など中長期的な社会的課題に対しても提言をしております。これが今回、非常に大きな特徴であります。

特に大きな特徴としては後段のほうで、今、御説明がありましたように、今回の感染症対策のための財源調達について随分ページを割いて提言をしております。国税だけではなく、例えば金融取引に対する課税や炭素税等のグローバルな国境を越える経済活動から上がる所得、利益等に対してある種社会的な諸課題、経済活動に対して課税をすることによって財源調達をすることも提言をしている点、非常に国境を越えた、ボーダーを越えた課題に対して東京都の視点から財源調達を提言した点も非常に大きな特徴でございます。

今回、地方の視点からこういうグローバルな課題を取り扱うということについて、少し違和感を持たれる方もいらっしゃるかもしれませんが、今回の感染症が明らかにしましたように、感染症の拡大自体が国境を越えてグローバルに地域から地域へと移っていく、拡大をしていく特徴を持っております。その意味では、地域、地方の視点から、東京という視点から見ても、こういったグローバル課題に対してどう回答を与えていくか、財源も含

めて地域とグローバルな課題がつながっているのだという視点から、地方、国、グローバルという次元を分け隔てなく議論するという視点から議論をさせてもらったことが、大変大きな特徴であると思います。そういう意味では、この答申がこういった視点から今回、新しい記述をかなり大胆にさせてもらったということについては大変意義があったのではないかと自負をさせていただいております。今回、委員も含めて大変熱心にこのような点について議論しましたので、追加で説明をさせていただきます。

以上でございます。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

事務局の説明にありましたとおり、答申（案）は2部構成となっております。1部は「コロナ危機下の経済社会」、2部は「感染症対策と税制」でございます。ただし、相互に関連する内容もございますので、一括して御審議いただきたいと思っております。

あります。でも構いませんので、質問、御意見のある方は御発言いただきたいと思っております。

なお、御発言される場合は挙手いただければ順番に指名をさせていただきます。そして、今回、ウェブで御出席の委員におかれましても、ビデオをオンにさせていただいた上で画面に向かって手を挙げていただければと思います。

それでは、御意見はございますか。いかがでしょうか。

それでは、藤井特別委員。

【藤井特別委員】 藤井でございます。よろしく申し上げます。非常によくまとまっている答申だなと思えました。感染症対策という面と税制というところで。

コロナ禍で分かってきたこととして、やはり観光、飲食などの産業が非常に大きなダメージを受けているということで、1点目が、もう少しその辺に踏み込んだ税制の提案というものがあってもいいのではないかとというように思いました。あと非正規、フリーランスなどの支援といったところですね。

続けて3点あるのですが、2点目がテレワークに関する推進整備に要する費用の控除対象の拡大などという御提案があったかと思うのですが、ここはもう少し抜本的に、テレワークに限らず抜本的な業務改革もしくは生産性向上に資するデジタル投資の全般に対する控除のような形のものであってもいいのではないかとというように考えております。例えばデジタル人材の雇用であったりとか、育成、そういったものを促進するようなものというのが適しているのではないかと思います。

特に税に関する部分、民間企業ですと経理の業務なんかは紙が非常に多いので、そういったものを電子化していくような何か支援ができると生産性も上がりますし、今、国でも議論されているはんこであったりとか、そういったものも削っていくことができるのではないかと。そして、その前提としてデジタル署名のようなものの促進をするようなものも考えられるのではないかと思います。電子請求書に関しては海外、ブラジルとかメキシコとかそういったところでも促進していますので、そういったところも非常に例になるのではないかなというように思っております。

2点目ですが、ちょうど東京都も税制システムのほうの見直し、タックスとありますが、している最中でして、都民のクオリティー・オブ・サービスを向上するということで書いていますとおりのですけれども、抜本的な業務の見直しというのがやはり必要ではないかと思っております。今、紙で行っている納付書であったりとか納税通知書といったものをこれもまた電子化していくであったり、書面をなくす、はんこをなくす、現在バーコードのところをQRコードにするなど、多分できることはたくさんあると思っておりますので、抜本的な見直しをしていただきたいなと思っております。

3点目は少しこの話からずれてしまうかもしれないのですが、デジタルの専門家というものこういった

議論の中に、都税調の議論の中にいるといいのではないかなというのは思った次第であります。

以上でございます。

**【池上会長】** ありがとうございます。

ただいただいた意見について、まず私から返答を申し上げまして、そして、諸富小委員長からもございましたら、また続けてお話しただくという形で進めさせていただきたいと思えます。

藤井特別委員からの御発言は、産業のダメージあるいは非正規雇用の方々のダメージ、そういったところにもっと踏み込んだ税制措置を提言すべきではないかという御意見でございます。もちろん、どこまでを税制でできるのかというのは非常に難しいところがございます、いわゆるコロナ対策の面は、この答申の中でも書かれていますとおり、主たる負担軽減もしくはその救済というものは、どちらかという給付が主になっていて、税制がそれを補完するような位置づけになっていると思えます。

税制のほうは、あまり細かいところをやっていくと、だんだん税制が複雑化していった、簡素化という視点から見ても、その後の改革がなかなか難しくなることがございますので、慎重にならざるを得ない面もあります。今年議論しましたことですが、この緊急対策につきましては、確かに給付面の救済措置が強いのだろうと思っています。しかし、税の負担面で納税猶予というのは結局、後で払うわけですので、そこはどこまで救済になっているかというところはあります、そういうことも含めて議論を行ってきました。

ただ、その次のお話にありまして、テレワークのみならずデジタル投資全般に対する税制措置ということになりますと、これはコロナ対策だけの話だけではなく、これからの日本社会もしくは日本経済といえますか、そういったところに対する税制の対応になってきます。そこについてもできるだけ議論していったのですが、まだまだ今年度の議論だけでは足りないところもございますので、どういうことが可能なかについては、また議論を深めていきたいと思えます。

それから、税務行政の見直し、あるいは業務の見直しにつきましては、これは私どもよりは事務局といえますか、主税局の皆さんに日々御検討いただいているところだと思いますので、どういう工夫ができるかについて、ぜひ御検討いただければと考えております。

税制調査会の委員にデジタルの専門家を入れたらいいのではないかというお話もございました。委員名簿を御覧いただければ分かりますとおり、委員は税制もしくは税務あるいは租税法、都市問題、社会政策など、いろいろな観点から人が入っているわけですが、デジタル化のことにつきましては、委員を入れるかどうかは別として、分科会などをつくって、専門家に外からといえますか、委員ではない方に入ってくださいというケースもございます。今後、デジタル化の議論をもっと具体化していく、より深めて議論するということができれば、そういう専門の方にメンバーとして御参加いただくということもあり得ると思えます。検討させていただきます。ありがとうございます。

諸富小委員長から何かございましたら。

**【諸富副会長】** 池上会長が今、いただいたところでもかなりお答えいただいたところなのですが、藤井特別委員に御指摘いただいた点で、デジタルトランスフォーメーションに関わる部分で言うと、例えば欧州でも短期的な危機に対する当面の課題に対して回答を与えるだけではなくて、このコロナ禍で起きてきている危機を超えて、この社会をより前進させていくためにどのような措置を取るべきか、中長期的な視点からデジタルトランスフォーメーション、特に脱炭素化といった視点を掲げて、社会構造を変えていくための議論を同時に進めております。この答申の案の中でもそういう議論も視点は入れたつもりではおりますが、今、委員が御指摘になった点、改めてどういう形で答申案の中にさらに工夫して取り込むことができるか、また議論をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

**【池上会長】** よろしいでしょうか。

それでは、清水特別委員、どうぞ。

【清水特別委員】 おはようございます。都議会議員の清水やすこです。よろしくお願いいたします。  
私からも3つほど申し上げます。

まず知事が本調査会に諮問していることは、新たな偏在是正措置という国の考えを前に、真の地方自治を確立する観点から、税財政全体のあり方を提言することと私は解釈しております。これを受けて、第1回の総会の2つ目では、真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関することということで検討事項に決定されています。

1つ目なのですが、新型コロナウイルス感染症という特殊事情があるにせよ、答申（案）では偏在是正措置についてほとんど触れられていないのが私的には違和感がありました。地方消費税や地方法人税、ふるさと納税という言葉が一切使われていないように見受けられました。現在はコロナ禍の財政状況で国も同じ状態です。新型コロナウイルス感染症が喫緊の課題であることはもちろんなのですが、こういうときだからこそ、国からどういう変化球が飛んでくるか分からないのでありまして、きちっと述べなければいけないかなと思いました。

それから、2つ目なのですが、今回、短期的には公債発行、中長期的には特別会計で対応するというところで評価をしております。ただ、補正予算で財政調整基金を大幅に取り崩してしまっています。できれば私自身は東京都の一番西、西多摩地区で島しょも含めて考えますと、自然災害の危険は常に存在しておる地域でございます。できればこの緊急事態の準備を早急に並行して進める検討をしていただければと思います。

最後に3つ目ですが、私は国税局にマイナンバーをずっとやってきましたので、そのせいもあるのですが、新しい日常への対応や、今、藤井特別委員がおっしゃったような行政のデジタル化、それから、不正受給の防止など盛り込まれていらっしゃると思いますが、それにはマイナンバーを基軸とした個人情報の管理など、国や地方を超えた行政の効率化が鍵になると思っています。個人情報の利用については、都民の拒否意識も強いとは思いますが、アメリカや韓国などの例を参考にして、マイナンバーの利用なくしては行政の効率化は図れないので、もう少しレベルを上げた見地から政策判断が必要かと思っております。

以上でございます。

【池上会長】 ありがとうございます。

今、清水特別委員からお話いただいた第1点、いわゆる税財政制度全般に関する検討の視点が今回の答申（案）では欠けているのではないかと御指摘かと思えます。最初の挨拶でも少し申し上げたのですが、本来ですと今年度、最終答申をまとめなければいけない。そうであれば、この3年間やってきた議論を全部まとめることになったはずでございます。実は、1年目は、まさに偏在是正の話を中心として重点的にやっておりまして、逆にそこばかりやっているのではないかと御指摘されたこともあるかもしれないのですが、3年間を通じて体系的なものを示すと考えておりました。ただ、今年はそれができなかったもので、いわゆる体系的に取りまとめるのは、簡単に言いますと待っていただけないかというのが本音でございます。その意味も含めて、取りまとめができていないという点はそのとおりでございます。

ただし、偏在是正措置、これは法人関係の偏在是正措置であるとか、ふるさと納税ということです。昨年も触れておりましたが、改めて全体的な答申、つまり最終答申を取りまとめる場合、必ずそれは入ってくると私は考えております。これが1点目。

2点目は、税制の問題というよりは、都の財政運営の問題なのかと思えますが、私は何ともし難いところはあるのです。しかし、財政調整基金については確かに取り崩しているわけですが、9月の段階でまた補正予算が組まれた際、都債を発行して、それを制度融資の資金に充てるということもやっておられるかと思えます。そのように、だんだん財源対策も財調基金だけを使っているという形にならないようになってきているのではないかと。私はそのように外から観察しておりますが、それについては都税調を越えているので、むしろそれは知事部局の方に御検討いただければと思います。

それから、マイナンバーにつきまして、これも相当議論がございまして、デジタル化推進ということになりますと、マイナンバーをどう使っていくかということになるかと思えます。今回の答申（案）は税制に関する答申なのですけれども、意外と行政全般に関することが書かれていて、踏み込んでいるところはあるのです。小委員会の中の議論としては、デジタル化を進めていったとき、それに皆が本当に対応できるのか、今、清水特別委員からもお話があったとおり、どこまで都民がそれにスムーズに対応していけるかということについて、かなり時間がかかるのではないかと御意見もございました。そういうところも含めて、多少表現について調整させていただいたところでございます。

【清水特別委員】 ありがとうございます。

【池上会長】 諸富小委員長からございましたら。

【諸富副会長】 清水特別委員、どうもありがとうございました。

少し今の会長に補足させていただきますと、3点目のマイナンバーを用いた行政の効率化に関しては、行政の内部で、バックオフィスでできることについては迅速に進めるべきだという議論が小委員会でもなされておりました。他方、対納税者との関係で個人情報を取り扱う部分については、やはり情報の保護の視点から若干時間がかかるのではないかと、そういう点についての都民あるいは国民の理解というものが前提になって進められていくべき部分もございますので、そことの兼ね合いでも進め方があるのではないかと。ただ、大きな方向性としては、清水特別委員のおっしゃるとおりだと思っております。

あと1点目の偏在是正についても触れていないではないかという御指摘、全くそのとおりでして、また回答については会長の御指摘のとおりであります。恐らく来年度に偏在是正については再び論点になるものと考えておりますが、今年はコロナ禍で開催、検討開始も小委員会は遅れましたし、回数も例年より少なかったという点、それから、やはりコロナ禍がもたらす新たな課題がたくさん出てきたものですから、本年度に関しては新しい課題に集中させていただいたということで御理解を賜れば幸いです。

以上でございます。

【清水特別委員】 ありがとうございます。

【池上会長】 ありがとうございます。

白石特別委員。

【白石特別委員】 白石です。よろしくお願いたします。

まず初めに、本当にこの短期間で税のあり方、先ほど特徴的には地方、国、世界と、そういう大きな視点で御議論されてまとめていただいたところについては、本当に敬意を申し上げたいと思えます。

あわせて、やはりこの議論の入り口として、このコロナ禍の下で中小企業や非正規雇用、それから、フリーランスなど、低所得者への影響を鑑みて今の税のあり方、仕組みとこのをどう考えていくべきなのかという大変本当に重要な視点で、議論の入口から入っていることも私、本当に重要だなというように思っております。その下で、私として意見としては、答申案の中にも書かれていますけれども、例えば中小企業で言えば、廃業を検討している中小企業は9,644社中821社で8.5%。大企業の8倍以上という中で、とりわけ中小企業への影響というのが非常に大きい。さらに低所得者への言及もされている中で、まず意見としては、やはり消費税の問題、私はあると思っております。

これは大きな話になると思うのですが、やはりこのコロナ禍の前から10%増税にされて、その中で中小・零細企業を含めて、それから、個人消費についてもGDPを見ても大きな影響はあるということは様々な角度からも指摘をされているという中で、このコロナの影響の下でも消費税の減税というのは非常に重要な視点であると思っております。

同時に、将来に向けた税源確保という点で、租税特別措置の見直し、これは研究開発費など大企業への優遇さ



れた減税の中での見直しを検討すべきだというような点、非常に重要だと思いますし、デジタル課税の問題も今、非常にAmazonであったりとかMicrosoft、いろいろあると思いますけれども、やはりこういうところもしっかりと課税を考えていくべきだというような点も重要だと思っております。そういうような点で、やはり私、消費税であったり、将来の税源確保についての重要な指摘というのを大事だと思っております。

それと、最後に、先ほどマイナンバーの話をされましたが、やはり効率化という一括りで個人情報の問題、プライバシーの問題、ある中でこういう議論はあると思います。私も問題があるかなというように思っていて、それも本当に冷静な議論をされて答申に書き込まれているという点でも大事かなと思っておりますので、いろいろまだまだ私も勉強不足なところもありますので、そういうような点も踏まえていろいろ御意見もあればお伺いしたいなと思っております。

**【池上会長】** ありがとうございます。

このコロナ禍における負担軽減措置の中で消費税をどう捉えるかという議論ですが、小委員会の中では消費税の引下げも行うべきであるという意見は出なかったと思っております。どちらかという、先ほど申し上げたとおり、できればやはり緊急の対策というのは、つまり臨機応変にやりやすいのは、税率を動かすのはなかなか難しいところがございますので、むしろいろいろな適切な形で給付を行っていくほうがいいのではないかなという意見が多かったと思います。

それから、将来、つまり、経済活動が回復した後の財源確保策ということになるわけです。これについては今回の小委員会の出した答申（案）はかなり踏み込んでいるところがあるわけです。今、お話があったとおり、デジタル課税の問題であるとか、為替取引税であるとか、環境税であるとか、いろいろな可能性があります。日本ではそういう議論がまだ行われていないのです。それを打ち出したというところには意義があるのではないかと私は考えております。

もちろん、当面の対策が大事だということなのですが、ずっとそれをやっているわけにはいかないのです。どこに経済活動の回復を見て、どこでかじを切るのかというところはまだ分かりませんが、それに向けた展望を示していくことも都税調として責任があるのではないかなという観点から、この答申（案）を作らせていただきました。

それから、マイナンバーについては、先ほどもお話が出ていましたとおり、それぞれ意見があることはよく存じておりますので、その点もこの答申の中に反映させていただいていると私は考えております。

諸富小委員長からございましたら。

**【諸富副会長】** 白石特別委員、どうもありがとうございました。

御指摘の点、消費税については引き下げることがどうなのかという点なのですが、やはり私も消費税の逆進性があるという点については問題だというように思っております。できる限り税制全体として応能的な負担であるべきだというように個人的には考えております。

他方で、やはり様々な社会的弱者の方々に対する支援をする上での財源を確保する必要もありまして、私たちとしては、消費税はそのための非常に重要な財源の一つであるという観点から議論をしてきております。この点、御理解を賜ることができればと考えております。他方、将来の財源確保でデジタル税や租特の撤廃等の点について前向きに評価をいただいた点はありがとうございました。

3点目で、マイナンバーに係るプライバシー保護等の御指摘をいただきました。やはりこの点については最大限、プライバシー等の問題を配慮しなければいけないと思います。他方で、こういったデジタル化あるいはマイナンバーを使った、清水特別委員も言及された行政の効率化という点は、今回のコロナ禍で困窮された方々に対しての給付を迅速にやる、確実に申請で、いつも紙ベースで申請をされる場合に煩雑な大変な手続が必要になりますね。それがデジタル化を通じて非常に簡易に、あるいは政府の側から即時に要件を満たしている方々に対し

で迅速に給付を行うといったようなことが可能になるという側面があると思うのです。なので、そういった行政の現代化をプライバシーは保護しながら、しかし、前へ進めていかなければいけないという側面がやはりあるのではないかと考えております。

以上でございます。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか。ほかに御意見がございましたら。

長橋特別委員。

【長橋特別委員】 ちょっとお伺いをしたいのですが、かなり今回の答申はある面では先駆的に踏み込んで答申をされていると感じます。今回の答申は非常に踏み込んだ答申で評価をしているところでもありますけれども、特に家賃や固定資産税、こうした方々に対しては減免措置、軽減措置をやっているわけではありますが、さらに減免措置を講じる場合は国に補填しろということも書いてあるわけですが、一方で、テレワーク、私も都議会の定例会でテレワークの推進について質問いたしました。こういうコロナの中で行政手続が遅れているではないかというようなことから、このテレワークの問題を取り上げたのですけれども、今、テレワークの環境整備を求めているわけではありますが、これについて、税制の問題もありますが、大事な問題と思います。

さらには、デジタルトランスフォーメーションということで、まさに手続の簡素化ということも当然されているわけでもありますけれども、一方で、格差の問題、言葉は好きではありませんが、諸富小委員長も言っていました、社会的弱者の方とかそうした方々に対しては、テレワークだ、これはデジタルトランスフォーメーションで簡素化していくことに対して、だんだんとそういう部分での格差が広がってくる。先ほどはデジタルの専門家も呼んだらどうかという話もありましたけれども、そこら辺については私も疎いところありますので、そうしたことをきちっと答申の中では最後、テレワークの環境整備だ、デジタルトランスフォーメーションを推進したらどうか。これは当然、そういう時代の流れでそうだと思いますけれども、一方で、私の周りには、皆さんの周りにもそうでしょうか、高齢者の方を中心としてなかなか難しい問題もありますし、また、エッセンシャル・ワーカーのように必ず現場に行かなければできない方々にとってみると、そうした方々にしっかり配慮していくということは重要ではないかと思しますので、答申の中にどのように反映をされているのか、お伺いできればと思います。

【池上会長】 ありがとうございます。

答申の中では、確かに行政のデジタル化を推進すべきだということを書いて、恐らくデジタル化は進んでいくだろうということについては小委員会委員の中でも大体コンセンサスはあるのです。ただし、答申（案）ですと例えば7ページの真ん中から少し上ですが、「情報セキュリティやプライバシー対策など個人情報の保護の観点に十分配慮するとともに、デジタル化への不慣れやデジタル格差に対処する過渡期的対応、すなわち『トランジション・マネジメント』を的確に進めることが重要である」という形で書かせていただいております。

ということは、今、お話がありましたエッセンシャル・ワーカーの方々についても、たしかその次の9ページの下から5行目「今回の感染拡大下では、『リアルな場』での対面接触を不可避とする『エッセンシャル・ワーカー』の社会的意義の大きさが再認識された」と書いています。そのように、世の中は全てテレワークあるいはオンラインで進んでいくわけではございません。我々、大学に勤めている人間も、片方でオンライン授業をやりながら、やはり対面授業もやりたいというニーズもかなりあり、実際にそれが復活してきているところがございますが、そのように両面があるのです。そういった組合せを考えていくことがこれからの世の中の課題ではないかという点からもさらに検討を深めていければと思います。

諸富小委員長から何かございましたら。

【諸富副会長】 会長が今、おっしゃったとおり、答申（案）のほうにも長橋特別委員が御指摘していただい

た点については、ある程度対応する回答を書かせていただいているところではありますが、やはりテレワーク、デジタル化が進んでいくと、それに対応できない高齢者の方々を中心とする方がいるのではないかと、というのは全くそのとおりであります。そういう方々への配慮は必ずデジタルトランスフォーメーションを進めていく場合に必要になってくると思います。明日からいきなり全て100%デジタル化されるというようなことは恐らくなくて、デジタル化を進めることを中心にしながら、常にリアルな対応で高齢者の方々を含めデジタル対応が難しい方々に対する対応というのは常に持つておかなければいけないと思いますし、そういう配慮を少し答申の中でも強調すべきかどうか、検討させていただきたいと思います。長橋特別委員から重要な点を御指摘いただきまして、ありがとうございました。

【池上会長】 ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。沼尾委員ですね。オンラインで御発言いただけるとと思います。

【沼尾委員】 ありがとうございます。

今回、こういった形で案を取りまとめていただいて、ありがとうございました。今、御意見も出ていたのですが、また小委員会でも議論になったところなのですが、今のそのデジタル化というところについて気になっているところを申し上げたいと思います。

まず、最初のテレワークの話なのですが、これは小委員会のときにたしか金井委員がテレワークについてはそれが必要というところもあるので、民間のほうではおのずとそういった方向に向いていくのではないかと。改めて財政措置その他も含めて公的な資金で支援をするところについて、どのように考えていくのかというような御発言があったと記憶をしております。もし違っていたら訂正していただきたいのですが、そう考えますと、このテレワークというところに対してどこまで財政支援していくのかというところについては私も気になっているところがあります。それをどうのようにまとめていくかという議論があると思います。

むしろ、そのデジタル化で大変心配しているのは、今、例えば東京都の場合についても様々な紙ベースのいろいろな情報があるかと思うのですが、デジタル化というときにデジタルトランスフォーメーションに行く前の最初のデジタイゼーションのところ、つまり、アナログ、紙情報をデジタルデータに置き換えるというところで、多分膨大な作業が必要になるのではないかと思うのですが、そういったところの実は財政措置自体をどうようにしていくのかというところについても含めて、例えば国に対してそういったところも財源確保を求めていくというような、そういう書きぶりというのがあってもいいのではないかと改めて感じました。

それから、デジタルといったところで環境を整えることは大事なのですが、時間もかかるだろうというところですね。あと、それから、仮に紙情報などがデジタルデータとして使えるようになったときに、今、国のデジタルトランスフォーメーションということを言っているプロセスの中で、例えば国のほうでデジタル庁を設置してどのようにこのデジタル化に向けたシステムを構築していくのかによって、業務自体が今後集権的にも分権的にもなり得るのではないかと、このところを私は大変懸念しています。要するに今の行財政システムというものをデジタル化に変えるということではなくて、ここでどういうシステムが構築されるかによって、その業務のあり方のほうがそれに伴って改革せざるを得なくなるというか、変わっていくということもあるのではないかと。そういうところについては、これは小委員会のときにも少し申し上げたのですが、ぜひやはり留意をしておく必要があるということについて、どこかに記述をしていただけないかということをお願いしたいと思います。

以上です。

【池上会長】 小委員会の場でもお話いただいているので大体概要は分かっていますが、後で確認をさせていただきたいと思います。大きな論点としては、テレワークを推進していくとき、ただやれというだけではなく、財政的な支援が必要ではないかという点。それから、アナログ情報をデジタル化していくときの話ですが、そのとき相当コストがかかるはずなので、それに対する対応をどうするのかという問題。それから、業務のあり

方を見直すというのは、先ほどもお話がありましたが、地方自治体それぞれが持っている独自の対応といえますか、分権的なシステムといえますか、それに対してマイナスの影響を及ぼすのではないかという懸念がある。小委員会のときもそういう御発言をいただいたと思いますが、そういった点をこの答申の中に反映させるべきではないかという御意見だったと思います。

【沼尾委員】 音声が聞き取りづらかったようで、すみません。1点目のところはちょっと違って、テレワークについては、民間でおのずと推進されていくものなので、それに対して公的に支援や助成というものを積極的に推進していくというところをそこまで明確にうたう必要はないのではないかという意見が小委員会でも出ていたと記憶しているのですけれども、むしろ、そういったテレワークの推進を支援するための助成ということよりも、行政内部のアナログデータをデジタルデータに直していくというところに膨大な財源がかかるので、そういったところの確保というところを優先していくべきではないかというのが私の申し上げたかったことです。

【池上会長】 分かりました。私の捉え方が逆でした。その点は、この答申（案）の文章にはいろいろなことが書いてあるので、確認させていただいて検討したいと思います。

それから、分権的システムに対する影響についても議論は確かにありました。これはどこかに入れていましたね。8ページ一番上です。「地方自治体のデジタル化に関しては、業務内容に関する当該地方自治体の自主性や創意工夫が尊重されるべきであることに改めて留意するべきである」という形で記述させていただいたところでございます。それでいいかどうかということについては、また御意見があればいただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。画面でも今、手が挙がっている方はいらっしゃいませんね。大丈夫ですね。それでは、よろしいでしょうか。

藤井特別委員、何かございましたらどうぞ。

【藤井特別委員】 今の最後の地方自治のところと中央集権的なところの話なのですが、ここはぜひ議論をしていただきたいなと思っておりまして、やはり地方自治は大事ですが、システム面で見るとまとめていくほうが効率は間違いなくよくて、国もそういったような動きはしているかなと思うのですけれども、国の動き等も踏まえてよくよく御議論をいただきたいなと思っております。システムのなところに関してどこまで独自性が要るかというところは、これも議論があるところではないかと思っておりますので、よくよく御議論いただきたいなと思っております。

【池上会長】 ありがとうございます。

確かにその点は、まさに小委員会でも議論があったところでありまして、その結果として、今、こういう表現になっています。もちろん議論を進めるということになりますと、先ほど申し上げたとおり、改めてやっつけなければいけないのではないかと感じております。ただし、先ほど申し上げましたが、この答申は、自分がみても、税制からかなり踏み出してデジタル化、つまり行政のデジタル化全般について議論しているところがございます。そこをどう評価するというのは、いろいろあるかと思いますが、ぜひお読みいただいた上で参考にしていただければと思います。

よろしいでしょうか。もし特に御意見がないようでしたら、一旦ここで議論を閉めさせていただきたいと思っております。大変ありがとうございます。

本日、皆様からいただいた御意見を踏まえて、私と事務局で早急に答申の最終案を作成いたします。そして、次回の調査会に提出をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、今日はもう一つ議題がございます。それは「東京都税制調査会委員の任期延長について」でございます。委員の任期は規定上3年なので、今年度末までとなっております。本来であれば今年度は今期の最終答申を取りまとめる年に当たるのですが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて来年度に取りまとめを行う

ことにしております。

そこで、来年度につきましても、これまで議論してきた現委員で引き続き検討を進めていくことが最善の方法ではないかと考えております。つきましては、現委員の任期を1年延長して令和4年3月までとさせていただきますたいのです。皆さん、いかがでしょうか。

(首肯する委員あり)

**【池上会長】** 皆さんから御賛同いただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、これにつきましては、事務局で手続の対応をよろしくお願いします。

それでは、本日の議事はこれまでとさせていただきます。

次第は以上ですが、ほかに全体を通して御意見、御質問ございましたら。よろしいでしょうか。

それでは、最後に、事務局を代表して砥出主税局長から委員の皆様へ一言御挨拶がございます。

**【砥出主税局長】** 主税局長の砥出でございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございました。

第2回東京都税制調査会の閉会に当たりまして、事務局を代表して一言御礼の御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応と社会経済活動の両立という大きな命題に直面し、改めて地方自治体の役割の大きさ、重要性が認識されていると思っております。

本日の調査会は、御提示いただきました答申案に基づき、感染症対策と税制について、委員の皆様から率直な御意見を賜り、非常に意義深いものでございました。

答申案の作成に当たりましては、池上会長や諸富小委員長をはじめ小委員会の委員の皆様にご多くの時間を割いて御議論いただきましたことを心から御礼申し上げます。

また、本日、御出席いただいている全ての委員の皆様におかれましては、今年度の答申の取りまとめに向け一方ならぬ御尽力を賜りました。改めてここに厚く御礼を申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**【池上会長】** それでは、事務局から次回の日程の説明をお願いします。

**【長田税制調査担当部長】** 第3回調査会は11月17日火曜日、午後1時30分から、都庁第一本庁舎7階大会議室で開催させていただきます。御出席方、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**【池上会長】** それでは、以上をもちまして第2回「東京都税制調査会」を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中を御参集いただきまして、誠にありがとうございました。